學大科法學大國帝都京

篙

●獨逸帝國全體ニ旦ル 戰爭利得稅新案

半官企業組織新說

英國ノ戰費ト經濟

●獨逸ノ植民的運動

ジョ

想

相續稅上家族制度

◉本多利明

ノ著書ニ就

ラ

◉こんら-ど教授逝ク

專賣)收益

7

戰後財政

ጉ 生產

費

ጉ

ノ關

係

學認識論

ノ若干問題(三急)

商ド

土ル

郎 队

● 經濟主義 危險分散主義

●英吉利ノ農政問題(三完) 三就

雜

◎經濟的進化ト人口法則(二)

報

享保年間 ノ米價調節三急

法

本

助

敎

授

ラ原則 テ

泂 鰰

法學博士 法學博士

庄 田 燊 嗣 海 邷 队 市雄

法學 法學博士 博士

小 河 Ш 鄕 太

法 法 法 圳 助 誻 墨 壓 學 教 协. 捕 摢 士 士 逕 授 士: 士 師 本 山 米 浀 神 徊 本 Ш 卢 戶 H 美 鄉 庄 檠 嗣 Œ 訿 太 雄 乃 雄 ijζ 源 源 郞

說

英 利 農 政 間 題 (二、完)

住

居

問

題

助 敎 授 河

田

嗣

胍

起ツラ來テ居ルノデアル。 有樣デアル。從テ其ノ住居狀態モ亦劣惡ヲ極メ、大都市ニ於ケルト同意味ノ住居問題ガ農村ニ へ體力維持ニ必要ナル營養量 農業勢働者ノ勞賃ノ低ク其 而シァ食物ノ ノ生活ノ困難ナルヤ既述ノ通リデアツラ、 ノ四分三ダケノ 方ハタダ勢賃ヲ相當ニ高 æ , シカ 之ヲ攝 10 コ ト カラシメテ、 が出來 食物 ヌト云フノガー /如キ、 勞働者各自ヲシテ 大多數 般ノ **7**6

勞働

'n

住居ノ方ハ直接ニ其ノ改善ノ為ノニ

Y1:

「コラ設ケ若クハ國家や地方團體ノ手デ之が改善ラ

相當ナル營養物ヲ攝取スルヲ得セシムルト

|シテモ亦彼ノ『最低賃率制』

ョ 布ゥ

ナ

r =

レパナ リ外ニ施設

ラヌ

ト云フ様ナ議論

ガ行ハレテ居

シノデ

ノ道ノ無イコトデアリ、

其為三

云 フ

强制スルコ トモ出來ル次第デアルカラ、今ヤ英吉利ニ於テハ農村 ノ住居改良 ŀ 云フコトハ差當ツ

ノ實際問題トナツテ來テ居 ル 國家モ多少之ニ手ヲ着ケテ居ル ノデア ر صر

テ

英吉利ノ田舎 勢働者ハ爲メニ健康ヲ害スル ル問題ヲ惹起シテ居 モ之ヲ認ル所デアツテ、簷ハ傾キ壁ハ落チタル小サナ敗屋ノ多イニハ、旅行者ト雖モ寧ロ一 英吉利ノ農村ニ於ケル普通勞働者ノ住居狀態ガ、一般的ニ之ヲ見テ、頗ル劣惡ナル ノデアル。家ガ古クラ然モ修繕ガ行屆カズ、狹クラ其上ニ汚イノデアルカラ、其中ニ住フ 於ケル肺結核患者ノ敷ノ多イコトハ寧ロ鷺ク可キモノデアツラ、罠ニ容易ナラザ ル次第デアル。 コトモ甚シイ。今ヤ斯ノ如ク住居狀態ノ劣悪ナノト粗食トノ爲メニ、 _ ト 驚ヲ 誰

男女混然トシテ雜居シナクテハナラヌ有樣ヲ呈シテ居り、個々調査ノ結果ノ色々ト公ニセ ノ子供トガ起臥ヲ共ニシヲ居タ。又一九一一年りんとん地方デ行ハレタ調査デハ調査戸敷三百六 。カナィ家ガ四百六十四戶アリ、二寝室シカナイノガ千八百五十二戶アツタ。 らんご州 調査ニ依ルトニ寢室以上ヲ有スル家ノ一軒モナイ村ガアリ、或一家デハ一寢室内ニ夫婦 都市 カ特タヌ ナノモ少クナイ。 徴シテ見ルト、 ノ内七割七分迄ハ三寢室以下ノ小屋 二於ケル -E ノ農村ニ於ケル十二萬四千七百六十三戸ノ内十一萬八千九百七戸ハ五室 ノデアツタ。又十七州ニ於テ四十四ヶ村ニ渉ツテ行ハレタ調査ニ依ル ト同 住居狀態調査ノ為ニ設ケラレタ特別委員會ノ報告スル所ニ依ル ジ 一ツノ寢室ノ中ニ男女両性ノ成年者ガ三人若クハ四人起臥シナクラハ ク田舎ニ於ラモ亦、勢働者ノ家族ノ敷ニ對シラ住家小ニ過ギ一室内ニ デニリ、五割七分ハ一寢室シカ有ラ居ナイ家デアツタ。 叉は エラ州 ト唯グ ヨリ少 ŀ . O) 1 ナラ ラレ イ 老少 間

(第四號 九五) 五七一

而 シテ斯・ カル 小家屋 ノ内ニニ家族ノ者ノ雑居シテ居ル ノモアル クデ 7

力 斯ク住居 セラレ 好ィ新 テ 居 ノ劣悪ナル上ニ農村住家ノ不足ハ甚シイモ イ家 ラ霧山 雅フニ住 出來ル 家 ノ不足セルガ為 コトガ現下ノ必要タラザル メニ劣悪ナ家屋 1 デアツ ヲ得ナイ。 生で尚且 ラ |ツ居 其,不足正 住ニ 用 ニー萬戸ナル可 Ł ż jν ıν

ニ、勞働者 ョリ高 ハ之ヲ勢賃ト差引カルルガ例デアリ、 前二 |ガ顯ル劣ラ居り都會デハ到底見ルコトノ出來ヌホド 1 而シ シテモ 家賃 ノデアツラ一見農村勢働者・方ガ金ノ上デハ得ノヤウデアルケレド 一勢働者 テ農村勞働者 キハ二志ニ及ブヲ例トスル。 八多數家屋 ノ生計費中ニ之ヲ示シタ ノ見積ラレテ勞賃中ヨ ノ普通ニ居住シテ居ル住家ハ大抵地主タル フ中ョ リ自己ノ好ムモノヲ選擇 「リ控除 此ノ額ハタダ其額 ガ如ク大抵平均 特別ニ取立テテ之ヲ計算スル セ ラルル點ニ至ツテハ 酷イ家ガ多ク、 スル , 週間一志六片位 ミニ就テ之ヲ見レバ都會ニ於ケル 글 ト 雇土 ガ出水 同 ノト ジ ノ肵有スル 然モ又其 二 ト ス肵カラ ŧ シナイ ノ肵デア ラ 其 アル シテ、 ノ供給少キ ノ住家ト ノト 肵デアツテ、 y , 其ノ家賃 7 其 低キハ jν シテ 力 、ガ爲メ 3 9 躗 額

洵ニ 農村ニ ノ差以上ノ利益ヲ得テ居ルノデアル 於 テハ住家 ノ供給ガ少ク又住家 八大抵雇主 ノ土地 二附屬 シテ居ル ノデ 7 w 力 ラ

シテ

7

實價

コリシテ之ヲ攷フ

ノンパ

都會ノ勞働者

ノ方ガ今日デハ確カニ優良ナ住居

ラ得

テ居

ツ ノヲ戮 ラ**色**色 ムデ之ニ住 異ツ 働 クラ居 カウトス ý フコ ŀ ル勢働者 办 ノ不能 ٠ ク開明 ナル事情 **小胀デモ其** 慈獎 、地主ヲ載イタ者ト碩迷食慾ナ地主ヲ載イ デ 下 宛行 <u>--</u> 居ル ノデアル。 タ家デ満 從テ其 足シナ | ノ住家ハ地主ノ爲人 クテハ ナラ タ若ト ズ 他 二依 叮 然

ヲ必要ト ガ賞 多り、 ス 其 つ住居が シクナツテ來テ居ル次第デアル。 シ、又自ラ直接ニ住家供給ノ方法ヲモ講ゼザルヲ得ザル事情モ生ジテ來、之ニ 都市二於 狀態ニ差別 ルト カ有 同ジク、國家ハ法令ヲ設ケテ餘 iv ノデア 'n O ケ ۲ 七概 シテ云ツテ住居ハ劣悪住 リニ酷イ ノハ之ヲ毀却改築 ラ可 ラザ 난 ٠<u>/</u> 闘ス ۷, n 様 jν jν _ ナ 問

デアル。 建ツルニー戸當り百五十磅乃至百七十五磅ヲ要スルト アラウカト 衞生其他 ト云フニ。ソレ ハズト云フ單純ナル事實ニ依テ絕堅ニ歸シテシマウノデアル。然ラバ今勢働洛ノ境遇相當ナ然 が調査 今國家若クハ地方團體 |デアツラ其後物價ハ著シク騰貴シタカラ、今日此額 ソコデ ノ要求 吟味 Ξ ハ到底現今ノ如キ低キ勢賃 シテ見ルニ、曩ニ住家狀態調査委員會ノ調査シタ所ニ依ルト二戸續 ノ具備セル仕家ヲ建テルノニ幾干ノ資金ヲ要シ其ノ家賃從テ幾干トナツラ D. Harben 氏ハ今假リニ一戸二百磅デ山來ルモノトシテ、其ノ家賃一 ノ手ヲ離レテ農村ニ於ケル住家 つ下三 於テハ勞働者ガ新家屋相當 ノコトデアル。然シ此 ノ供給ガ商的事業トシラ行 デハ到底適當ナ家ハ建ラ得ラレ ナル家賃ヲ支拂 ノ調査 ハー八八七年 ハレ キ 軒 得 週五志 來 ナ u 1 ÷ Ł Æ Y

ヲ俟タナイ所デアル。然ラバ卽チ住 若シ此ノ事業ノ望アラシメント ァ マ 0 一週五志デハ之ヲ今ノ低キ、平均十八九志 先ニ之ヲ述ベタ カ 如 2 勞働者ノ生ヲ持ス可キ最低勞賃ハ二十志乃至二十二志 ナラバ、勢賃ハ之ヲ上ボシテ少クトモ二十五志ニハシナクテ 一家ガ商的事業 トシラ新築供給セラルル ノ勞賃中ョリ 支拂フコト 望い無イト ノ到底不可能ナル 五七三 見 ラ間

志四片ナリト算出シテ居ル。

其ノ計算ハニ

ノ掛り金

ャ修繕費保険料等ヲ算定

シテゴア

タモノデアル。(Tic

Rural Problem

百磅ニ對スル利息ヲ年五分ト假定

シ

ンレ

t

ラ

ナ

第

ıν デ アル カラ、 今家賃五志ヲ出シ得ンガ爲ニ ハ勞賃ハドウシテモ二十五志ヲ下ル ヲ得ザル譯

ァ **之ヲ下レバ勞働者ハ其ノ生力ヲ維持スルニ足ル可キ生活ヲ爲シ得ニ** コトニナル ノデア

五志 支拂 ト定ムルト云フガ如キ レ ۴ ヒ得ルモ モ現今 |ノデハナイノデアツテ、國家ガ法令ヲ定メテ最低勢賃制ヲ布キ其ノ最低額ヲ二十 ラ英吉利 ノ農業狀態ヲ以テシテハ農企業者 ハ所詮行ハル可キ筈ノモノデナイ。 ハトラモ最低二十五志 ノ勞賃ヲ平均的

何人モ其ノ住家ノ朽廢用ヲ爲サザルニ至ルマデ放置シヲ置キ、 國家ガ之ヲ行フコトトナレバ英吉利中自己「個ノ負擔ニ於ヲ家ヲ建ラントスル者ハ無キニ至 事以外ニ差當り有效ナ方法 ラバ住居問題解決 ノ道ト ハナイノデアル。然シ之ニ對シテハ隨分異論 シテハ 新家屋 ノ建築ニ對シテ國家ガ建築費 結局國家 ハ英國全土ノ全家屋ヲ補 ノアルコ ノ幾分ヲ 補助 ŀ デ アリ、 z ساد ニムフ ŋ

ŀ

助新築シテ 又愛蘭デ 二、此 ヤルコトニナルデアラウト迄論難 ノ方法ニ依ル勞働者住居改造ガ行ハレラ居ルノデアル。 セラレテ居ル。然シ乍ラ之ハ極端ナ議論デアル。現 即チ愛巓デハ地方團體 ガ

築費ハ百二十磅乃至二百磅デアッテ、 法命發布サレテ以來一九一三年ニ至ル迄ニ於テ既ニ四萬四百六十六戸ノ家ガ建造セラレ、 國庫ノ補助ヲ得テ勞働者ノ爲 ・ テ 居 |八此ノ目的ノ爲メニ地方團體ニ對シテ既ニ七百八十六萬餘磅ヲ貸付ケテ居ル。而シテ一戸ノ建 然り 丽 シテ建築ノ費用ハ、 メニ住家ヲ建築 之ヲ愛蘭全體ニ涉ル平均 家賃へ一週九片乃至一志六片ノ間ニ在リ平均一志三片トナ シテ供給スル方法ヲ定メ、一九〇六年ニ之ニ關スル ニ就ラ見レバ、家賃四割四分五

稅二割四分、

國庫補助三割

一分五厘ト云フ割合デ負擔サルル

=

ŀ

ニナツヲ居ルノデアル。

同時 顔ル社會政策的 jν 二英國 三在 ツテハ 色彩 農村 ラ强 イ問題ヲ爲シテ居ル。從テ之ガ硏究及ビ解決方法ハ一般ノ阯會問 ニ於ケル住居問題 ハ甚タ切迫シタ問題デアリ、 農政問題デアル

題ト共ニ之ヲ爲 サルル 次第デア jν

小 制

E)

實ニ憂フ可ク恐ル可キ結果ヲ齎スニ至ル可キコト 尙書ろいざ、 じよー 狀態ヲ根本的ニ改造ス可キ制度ノ攷究セラレ、又多少實行セラルルニ至ツタノデアツテ、前出納 以 Ĺ スル方面ヨリ見ルモ頗ル不都合ナ有様ニアルノデアツラ、之ヲ成行 數項 ニ涉ラ論ズルガ如 じ氏ノ如キハ最モ勇敢ニ又隨分思ヒ切ツテ此ノ方面 英國 ノ一般農業狀態ハ之ヲ生産ノ上ヨリ見ル ハ賭易キ所デアル。茲ニ於テカ此 ニ向ツテ辣腕ヲ振 ノ儘ニ放任スルニ於テハ モ、又農業勞働者 プノ 英國 ۸, ント

小農制ノ如キモツマリ英國農業狀態ノ根本的刷衍スポームボーダン ナラシメントスルニ存ズル。必竟之ニ依ツテ英國ノ農業各般ノ狀態ヲ調和アリ又實力アルモ メ、且へ又農業勞働者ヲシテ比較的容易ニ土地ヲ取得スルヲ得セシメ、其ノ經濟狀態ヲ優良堅實 シメント欲スルガ為 , 所ハ、大地主制ニ伴フ土地ノ荒廢ヲ避ケ、 メノモ ノデアル。 小農制ニ依ル集約經營ニ依テ農業生産ヲ増 ノ為メニ行ハルル モノデアツテ、 其 ブ目 加 ンタ 的 セ

シタノデア 在ツテハ第十三世紀ニ至ル頃迄ハ所謂 ツタ カ 此ノ制度ノ下ニ在ツテハ、農夫ハ土地 open field system お行ハレ ノ完全ナル所有權コ Manor (莊園) ソ有)ガ廣

雜 鏃 英吉利ノ農政問題(二)、完

(第四號 九九) 五七五

第一卷

雅

至リ デ シレ が。斯ク 土地 種 ۱ ハ酸々生 / テ英國 地主制 垣ニ依テ圍繞 デアツタノデアル。 ノ土地ハ少敷ナル大地主ノ領 セラ レ、大地主 然 ルニ十三 有 痸 ス 世 同時 紀以 ル筋トナリ、 後漸 三小地主制 クニ 今々農企業者 シ __ ラ 取テ代ル Enclosure J シ ガ ŀ テ土 行 ŀ ナ ۸, ッ x Ø ٠ヺ w

ル ニ既述 jν 裆 八健力 1 加 = クー八七、八〇年代 割二 分シカ無イ 有様ト迄ナッテ來 ≣? リシテ事情 八俄 カニ 夕。 變化 フル ニ至り、 办 麥 (ノ價格・ 大下落

産上 到底引合 ハ大地主 鷄卵 , デ v ノ問題ト 7 = jν O 牛乳 又他方勞働者 ロハヌ ヲシテ甚 此 ¥ シラ寶ニ避ク可ラザ ニ至ツタ。 ばれ 時勢ノ要求ニ應 ダ 1 シキ窮境ニ陷ラシム 1 ノ生活難ト都市生活 類デアツ 而シテ今や英吉利 テ ル必要ト -<u>1±</u>° ン ガ 何レ 爲 jν ・モ大農 ガ内地 爲ツテ來タ メニハ大地 ニ至り、 ラ誘惑ト 3 ノ農業ニ向ツテ要求スル 大農ニ リモ小農 ハ農村人口ヲシテ盆 ノデアル 主制ヲ改メテ 依ル粗放農業ヲ以ラ穀物 ノ生産ニ適 ٦Ì٠ 地 主 カ減 シ 所 g 制 办 A -6 野菜 ラ 1 Ŀ ٠ シ -/ 3 r T ۷, 4 果實 作ル n jν ŀ ナ 7 バ , ツテ來 で花卉 ŀ 3 カ ŀ y デ

ン **農民向** 來ツラ堅實ナル 都ノ 情勢ハ今ヤ到底之ヲ放置 小農ヲ田舎 <u>--</u> 植付 ŋ w ス可ラザ ヲ 切要ナラシ ルニ至り、 ٨. jν 國民健康上社會構 ニ至ツタ。 此為ニモ亦小 成上 等 地 主 種 Þ

ガ買收シテ之ヲ小農制 ニ人ツ 此ノ必要ニ依 Ŋ ノデアツティ ツァ生 ت レ 向ケタル土地へ一九一二年歳末迄ニ於ラ十五万五千えーかーニ及ビ其 九一三年五月二發行 タ小農制 ハー九〇八年 サレタル委員會ノ報告書ニ依レバ、County Councils Small Holdings Act 依ツラ甫メラ實行 ノ域

獲得及

處分狀態ハ左

ノ通リデア

必要避ク

可

ž

1)"

j.

Æ

1

ŀ

爲

ハッテ來

51

,

デア

jν

·獲得~ (天三、五二八磅ニテ賢倩)(三、三八五二一六二磅ニテ賢俊)

~ 六、〇九四 一二四、七〇九 (四九ノ小農組合ニ質與、組合ハ叉之テ九六七人ノ組合員ニ賃貸)(二〇人ニ資却)(二〇人ニ資料)

右ノ外三七、○○○えーかーハ地主ヨリシテ直接 三、九八四人ノ小農ニ分配セラレ、尙ホ一、五

八六えーかーハ Councils of county boroughs ニ依リテ一九二ノ個人ト六三ノ組合員トニ貨與セラ レタ。斯クラ五年間ニ小農トナリ得タ者ガ一五、一七六人、希堅シラマダ土地ヲ獲ザル者八、五〇

ナツテ居ル。農地ノ平均面積ハト云へバ、十三乃至十四えーかート云フコトニナツラ居ルガ、 八人。ソシテ土地ノ代質ハーに-か-平均三二磅七志八片、貸借地代一磅五志二片ト云フコトニ 地方ニ依ツラ其ノ平均ニ少カラザル差ガアルカラ事實ニ近イ敷字デハナイ。

ク三方法アルノデアツラ (一土地ヲ買ッテシマウコト) (一土地ヲ賃借スルコト)三仲介ノ勞ヲ取テ地主 ト小農希望者トラ直接ニ契約セシムルコト之デアル。然シ土地ヲ買フガ爲メニハ少カ 而シテ地方團體ガ小農制フ布クガ為メニ土地ヲ獲得スル方法ハ右ノ表示ヲ見テモ明カナル ラザル資金 が如

仲介ノ勞ヲ取ル 為『地方债ヲ増スノ不利益 ダケデ 小農ヲシテ十分安全ナル借地契約ヲ爲スヲ得ザラシムルノ缺點ガア ガアリ、土地ヲ賃借スルノデハ家屋ノ建築ノ出來ヌ不便 ンガア

業者タル農家ヨリハ ノデアツテ、何レ 猶又小農制ナルモ 之ニ依ツラ勞働者 ノハ大地主ヨリハ之ニ依ツテ獨立ノ農民ノ出來ルコ ノ方法ニモ一利一害アルヲ免レ難イ。 ノ缺乏シ勞賃ノ騰貴ヲ招致スル アル トノ為メ 办 爲 メニ ニ嫌ハレ、農企 喜バレナイノ

(第四號 101 五七七

デア 家 ノ恐アルガ爲メ 、兎角豫想ホドニ成り立タス、又小農希望者 v 0 ハレテ居ル者ニ在ツテハ自分ガ小農希望者タルコトノ雇主ニ知レレバ直チニ解雇セラル 而 シテ = County Council **鬼角又希望者ノ敷ガ少々、** ノ連中ハ大抵此等ノ大地主カ大農者輩デア ノ側ニ在ツテモ、 要スル ニ小農制ハ末ダ十分ナル成績ヲ上グ得ナイ **所要ノ資金ノ無イガ為メ** w **所カラシテ小農制** ニ、又農 jν

經營上ニ 理ヲ有效 IIII 果實ノ栽培ニ於テモ、 シテ又論者中ニハ根柢 モ技術上ニモ優レテ居ルト論ズ ニャツテ行キサヘスレ 養鷄養豚 的ニ小農制ヲ否認スル者モ . ママ 穀物 1 如 キ ترر ノデアル。 二於テモ、 如キ作物ヲ生産 大規模 彼等ハ英國ニ在ツラハ農地ハ一經營三百乃 無イ スルニハ勿論 デハナイ。彼等ハ大農制ハ之ガ經營管 ノモノハ必ズヤ小規模ノ / 1 牧畜ニ ・モノヨ 於テモ野 ŋ

概 ニハ云 惟コニ大農小農ノ利害ノ如キハ作物 ヘヌ所デアル カ 概シテ大農 ハ總利得ニ小ニシテ純利得二大デアリ、 ノ種類ト經營者其人 // 技能 トニ依テ岐ルル肪大デアツ 小農 公總 利得 テ 三大

至五百に

ーかーヲ適度ト爲シ千にーか

ーヲ以テ限度トスルト爲スノデアル

狀況

デアル。

デアツテ純利得ニ小ナルヲ原則 利害 以 大ナナル カラ見ル場合トハ自ラ判斷ガ分レテ來ザルヲ得ス。 レラ總生 盆上 產 ノ多量デアリ特ニ之ニ依ツラ多敷ノ農民が職ヲ得又勞働ヲ得ルコト ŀ スル ノデアル カラ、之ヲ企業者 國家全體 ノ立場カラ見ル場 ノ利益ョリ云へ 合 ۱ 國家全體 质 ニナルノ めつ 小農

· ラシメ、 一英吉利 可成多敷者ヲシテ土地ヲ獲若 小農制ハ其ノ目的スポースルノデアル。 Ի 2 八獨立 ス ル肪ガ生産 ノ農事經營ヲ爲スヲ得セシメ、依ラ以テ農村ノ 一ノ方面 ノミ 三限 ラズ、土 地 ラア分配で 言み公平

ラ

利

スル ヲ必要トスル。又小農地 所 . カ 何レニシテモ農民ハ個々別々ニ孤立シテ居テハ到底方今ノ如キ經濟界ノ荒キ風波ニ堪 ラ計リ社會構成 勿論其 之ニ依ツテ小農者が相互保助ヲ爲スヲ得セシムル等ノ事ヲ第一必要ノ事項トス 為ニハ種々ノ條件ヲ必要トシ、特ニ小農者ガ人トシテモ農民トシラモ有爲實着 (ノ)實行 二次テ ノ上ニ が個々ニ分散シテ存在セズ、可也多數ノモ モ、主義トシテ之ヲ非難 モ調和ヲ得セシメントスル ス /可き點 ニ存スルノデ ハ鮮ィ アル ノガ一所ニ集存シテ組合ヲ組 ノデアル。 カラシテ、 唯 其) 理想 jν ラアル , 成功ヲ デ = ŀ 期 ኑ

產業組合

Æ

ノデアツテ、産業組合

ラシシ要

ハ誠ニ避ク可ラザル所ナノデアル。

英吉利 ツラ運動ヲ起シタノデアル。而シテ後者ニ於ケル産業組合精神ノ傳繙ニ盡シ組合 ツラ、其ノ現狀ニ就テ見レバ未ダ顯ル幼稚ナモノタルヲ爭 英吉利ニ在ツテハ産業組合ノ運動ハ先ヅ愛蘭ニ於テ起リ英蘭 イラ居ルノハ = 在リテハ産業組合ニ關スル運動ハ大陸諸國 此二最後二英吉利 Agricultural ノ産業組合ニ就テ一言セ Organisation Society デアル。一九〇一年ニ之ガ組織ヲ見ル ザル ニ於ケル 可ラザ v 3 ŋ ヤうにーるすナドハ云ハ ヌ。 ルノ域ニ到達 ÷ 遙カニ後レヲ取ツタモノデア シタモ ラ組織 ノデ が之 ァ ニ付ラ專 カ = 先

 ミデ

ツタガ、同會組織

チラハ英蘭及うにーるす所在ノ組合敷ハ僅カニ十二ニ過ギズ、

増シテ一四二トナリ、組合員九千ヲ算スルニ至ツタ。而シテ一九一二年ニ同會新理事機關

セラレ活動ヲ始メテ以後六年、

即チ一九〇七年ニ至ッテハ、

組合

敷ルノ

其ノ組合員五百十七人ヲ敷

卷 (第四號 一〇三) 五七九

マール シラ仲間商人ノ為メニ壟斷セラルル利益ノミニ兢ラ見 関係ヲ調和シラ價格ヲ齊整ナラシメ、生産者消費者共	事ヲ攷フレバ、兪	産ト販路トノ連絡ガ惡ク、運搬ノ便ガ缺ゲテ居タ	、其ノ價格等ニ就テ見タダケデモ容易ニ之	組合ノ働ク可キ餘地ノ十分ナルハ試	合ノ普及ヲ計リ其ノ組織ヲ堅度ニシ又其ノ活動ラ	農制其他ノ施設ニ依ツテ生産ヲ増シ又農民ノ經濟	斯ノ如ク英吉利ニ在ツテハマダ産業組合ガ發達	逸ノ如キニ在リテハ組合敷三萬ニ及バントシッツ	註セラレテ居ル。之ヲ他國ノ狀態ニ比スレバ數ニ	而シテー九一三年六月三十日ノ報告書ニ依レバ	養鷄組合・・・・・・ 二四二	農業信用組合 四五	小農制組合一八〇一	牛乳バター製造組合・・・・・・・・・・・・・・・ 15	騰質組合・・・・・一六四	上ツタ際ニ於ケル其ノ所屬組合ヲ調ベテ見ルト實ニ左ノ妲	強 錄 英吉利/農政問題(二/完)
ニ歳ラ見ラモ Christopher Turnor 氏ノ調査ニ照セ消費者共ニ利益スルノ道ヲ開クヲ必要トスル。タダ	ガ此等ノ方面ニ モ活動ノ手 ヲ擴 ゲ	リ又運賃ガ高カツタリ、仲間ノ商人ガ利益ヲ壟	コトガ出來ル。市場組織ガ不完成デアリ	品及ビ其ノ製品ノ販賣狀態、其ノ	シテ有效ナラシムルヲ必要トスル。而シテ英國	ラ確立セシメントナラバ、必ズヤ同時ニ産薬組	シラ居ヌノデアルカ若シ英國ノ農業ヲ振興シ小	アルノ有様ナノデアル。	於ラモ事業ニ於テモ頗ル劣ツタモノデアル。獨	所屬組合ハ四七八ニ増シ組合員總數四萬五千ト	計四五三	蘇格蘭農菜組織協會	農業及ビ一般保險組合・・・・・・・・・・・・・	中央農業組合銀行・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	維種組合	- 左ノ如キモノデアツタ。	第一卷 (第四號 一〇四) 五八〇

べ 寛

場組織ノ複雑不完整ナルヲ改修シヲ生産者ト消費者トノ接近ヲ計ルヲ得タナラバ、爲メニ利スル ラルル迄ノ間ニ於テ其ノ價格ハ二倍若クハ二倍半ノ高價トナツテシマウノデアル。今若シ此ノ市 ト云フガ如キ割合ヲ示シテ居リ、牛乳、果實、野菜ノ類ニ至ツテハ、生産者ノ手ヲ離レテ小賣 1ハ蜜ニ私經濟上ニ於ケル農業生産者及ビ消費者ノミデハナイノデアツラ、英吉利經濟界ノ全般 100-1110 100-1八0 100-1近0

レ實ニ英國ノ前途ニ取ラハ良ニ輕カラザル意義ヲ有スルモノデアル。(終) 要スルニ英吉利ノ農政ハ諸多ノ方面ニ於テ今後大ニ施設盡力スル所ナクテハナラヌ。而シテ之

水文ノ資料ハ主トシテ之ナ左ノ諸書ニ採ツタ

Problem, 1913. 4. Kropokin, P. Fields, Factories and Workshops. 2nd. ed. 1912. 5. Long, J. Small Holdings. 6. Nicholson, J. S. The Relations of Rents, Wages and Profits in Agriculture, 1905. 7. Pratt, Edwin A. Agricultural Organisation. 8. Rew, R. H. An Agricultural Faggot. 1913. 9. Seebohm Rowntree, How the Labourer lives.1913. 1. Aronson, H. Our Village Homes. 2. Green, F. E. The Awakening of England. 3. Harben, H. D. The Rura

(第四號 一〇五)